

有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>（有機加工食品の表示）</p> <p>第 5 条 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。</p>		<p>（有機加工食品の表示）</p> <p>第 5 条 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。</p>	
<p>名称の表示</p>	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」</p> <p>(2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」</p> <p>（注）「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。</p>	<p>名称の表示</p>	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」</p> <p>(2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」</p> <p>（注）「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。<u>ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載すること。</u></p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>